

# 税務キャッチ・アップ

## 法人税関係

### 公益法人の移行認定・認可申請の留意事項

#### 1 はじめに

「公益法人制度改革3法」が平成20年12月1日に施行され、社団・財団法人は特例民法法人となり、5年の移行期間内に公益認定を受けて公益社団・財団法人に移行するか、あるいは認可申請を行い一般社団・財団法人へ移行するかを選択しなければならない。平成23年4月末現在、内閣府においては移行認定626件、移行認可259件、審査中231件、各都道府県では移行認定1,063件、移行認可321件、審査中468件となっており、未申請は2万件強と見込まれる。移行期間を過ぎると解散したものとみなされ、その場合、残余財産のうち公益目的財産額相当については、類似の公益法人等に帰属させなければならない。

#### 2 事前相談等の活用

申請のための事前相談として、内閣府の公益認定等委員会による窓口相談がある。ネット上で予約申込みを行い、抽選であるが、申込み多数によりかなりの倍率となっている。その他に、内閣府から委嘱を受けた弁護士等による「早期申請に向けた新公益法人制度の理解を深めるための相談会」も開催されている。月に2回程度開催され、事前予約により1時間程度の相談が受けられる。また、内閣府は電話でも一般的な質問には答えてくれるので基本的な事項の確認には有効である。

#### 3 定款変更

申請書類の中で最も重要なものの一つは定款変更である。内閣府が出している『移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内』に、モデル定款が掲載されており参考になる。さらに「よくあるご質問(FAQ)」も参照されたい。原則的には、内閣府が示すモデル定款に沿って定款変更することが認定・認可への早道である。定款の変更やそれに伴う内規の整備には、理事会や社員総会の承認が必要になるので、早期着手が肝要である。

#### 4 一般認可

公益目的支出計画において誤解しやすい点として、公益目的財産額をすべて消費しなければならないのかという疑問がある。実施事業の赤字額の累計額が公益目的財産額の相当額に達すればよいと「よくある誤解への回答」の中で解説している。公益目的支出計画の実施期間について制限はなく、100年超でも認可されているケースもあるようであるが、是正を求められる場合もあり得る。

どのような事業が公益目的事業に該当するかについては、FAQに掲載されており、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものか」の事実認定に関する留意事項については、「公益目的事業のチェックポイントについて」に記載されている。例えば、学会誌の発行が公益目

的の事業に当たるのかという点については、「FAQの間9-1-2の(補足2)」で、学術の振興に直接貢献すると考えられる場合には、配布が社員に限定されていても、公益目的事業の一環として整理することが可能であると解説されている。

#### 5 公益認定

公益認定には、税務上のメリットがあり、対外的に「公益」という名称が使える一方で、収支相償、公益目的事業比率や遊休財産額の保有制限など課題も多いことから、十分な検討と準備が必要である。公益認定の審査の過程で、内閣府は旧主務官庁の意見を聴取することになるので主務官庁の意向にも十分に配慮することが重要となる。

#### 6 おわりに

申請事例が蓄積され要件が整理されるつど、国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト(<https://www.koeki-info.go.jp/>)に開示されているので、こまめにチェックされたい。申請受付後、必要に応じて申請書を補正・修正しながら審査が進められ、法人の事業年度に配慮して特定の日に移行登記ができるように認定・認可日の調整が可能である。今後申請の大幅な増加が予想されることから、できる限り早めの相談、申請が急務となろう。

(右山研究グループ  
税理士 根本 東樹)